

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 25 年 9 月 13 日

株主各位

神奈川県横浜市鶴見区末広町一丁目 1 番地 43
株式会社DNAチップ研究所
代表取締役社長 的場 亮

当社は、平成 25 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 25 年 9 月 30 日と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式の分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日付をもって、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を変更し、100,800 株から 10,080,000 株といたしますので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 11 月上旬にお届出ご住所宛にお送り申し上げます。
2. 平成 25 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 上記株式の分割に併せ、平成 25 年 10 月 1 日付をもって、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。これにより、平成 25 年 9 月 26 日付をもって、東京証券取引所における売買単位も 1 株から 100 株に変更されます。
4. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。